

桑名市と愛知大学との連携・協力に関する協定書

令和5年8月24日

桑名市（以下「甲」という。）と愛知大学（以下「乙」という。）との間において、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念のもとに交流と連携の強化に努め、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携・協力のもとに、まちづくり、教育、文化、観光、福祉等の分野で相互に連携・協力し、協働のまちづくりを推進するとともに、乙における教育・研究及び地域社会の発展と優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力するものとする。

- （1）地域のまちづくりの推進に関すること。
- （2）教育及び人材育成に関すること。
- （3）地域文化の振興に関すること。
- （4）観光の振興に関すること。
- （5）福祉の推進に関すること。
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携・協力の推進）

第3条 本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙のいずれからでも有効期間満了の日の2か月前までに別段の申し出がなされない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙が協議して個別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

甲 三重県桑名市中央町二丁目37番地
桑名市
市長

市藤徳宇

乙 豊橋市町畑町1-1
愛知大学
学長

川井伸一